



三重県公報

令和5年5月26日 (金)

第 416 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
42	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	3
告 示			
347	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
348	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	4
349	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
350	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
351	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
352	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
353	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	6
354	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
355	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
356	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	7
357	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	7
358	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	8
359	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	8
360	三重県資源管理方針の変更	(水産資源管理課)	8
361	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(道路企画課)	12
362	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	13
363	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	13
364	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	14
365	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	14
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	16
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	17
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	17
	同件	(同)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	19
	同件	(同)	19

公共測量が終了した旨の通知
開発行為に関する工事の完了

(公 共 用 地 課) 19

(建 築 開 発 課) 19

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年五月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十二号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和二十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二中「年〇・四〇パーセント」を「年〇・六〇パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 347 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 5 月 29 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 5 年 6 月 4 日（日）～同月 6 日（火）	令和 5 年 6 月 10 日（土）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所

自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 348 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市駅前こころのクリニック	四日市市安島一丁目 2-19 ウエスト エンドビル 4 階	令和 5 年 4 月 1 日
おきがみクリニック	四日市市西富田町 168 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
丸の内在宅クリニック	津市西丸之内 5 の 9	令和 5 年 5 月 1 日
なかい皮フ科クリニック	津市河芸町一色 55-1	令和 5 年 5 月 1 日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和 5 年 4 月 1 日
ぬのめ眼科	伊賀市服部町 1172-5	令和 5 年 5 月 1 日
川越あさひ眼科	三重郡川越町豊田一色 351 番の 1	令和 5 年 4 月 1 日
はしもと歯科	鈴鹿市高岡台二丁目 1 番 8 号	令和 5 年 4 月 1 日
おかむら歯科医院	伊勢市久世戸町 72-22	令和 5 年 4 月 1 日
クスリのアオキ羽津薬局	四日市市羽津町 21-16	令和 5 年 5 月 1 日
しょうなん調剤薬局大園店	津市大園町 59 番 25 号	令和 5 年 4 月 1 日
健やか薬局津生協病院前店	津市寿町 19-11	令和 5 年 5 月 1 日
スマイル薬局 伊勢病院前店	伊勢市楠部町 3039	令和 5 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションにっこり山城	四日市市山城町 1014 番地	令和 5 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	令和 5 年 4 月 1 日
海野訪問看護ステーション	伊勢市常磐二丁目 3 番 14 号	令和 5 年 4 月 1 日
合同会社 おわせ訪問看護センター	尾鷲市大曾根浦 142-35	令和 5 年 4 月 1 日

三重県告示第 349 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
伊藤内科クリニック	桑名市大字赤尾 1344 番地 3	名称：のだ内科・リウマチ膠原	令和 5 年 4 月 1 日

		病・訪問診療クリニック	
医療法人社団中瀬外科胃腸科	志摩市阿児町鶴方 3036-3	名称:医療法人社団中瀬外科整形外科	令和5年4月1日
かまたに歯科	津市半田口青谷 3438-7	所在地:津市半田 3438-7	令和5年3月1日
訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	所在地:四日市市尾平町 1580-1 ロイヤルコート 21 1F	令和5年4月1日

三重県告示第 350 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
北山心身クリニック	四日市市安島一丁目 2-19 ウエストエンドビル 4 階	令和 5 年 3 月 31 日
おきがみクリニック	四日市市西富田町 168-1	令和 5 年 3 月 31 日
医療法人奥山内科	四日市市平津新町 260 番 632	令和 5 年 3 月 31 日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和 5 年 3 月 31 日
ながたレディースクリニック	津市藤方 150 番地	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団山門整形外科	松阪市川井町 826	令和 5 年 4 月 1 日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061 番地	令和 5 年 4 月 4 日
紀南医師会応急診療所	熊野市井戸町 750 番地の 1 熊野市社会福祉センター内	令和 5 年 3 月 31 日
川越あさひ眼科	三重郡川越町豊田一色 351 番の 1	令和 5 年 3 月 31 日
七保診療所古里出張所	度会郡大紀町永会 209 番地	令和 5 年 3 月 31 日
七保診療所藤出張所	度会郡大紀町永会 2537 番地	令和 5 年 3 月 31 日
はしもと歯科	鈴鹿市高岡台 2-1-8	令和 5 年 3 月 31 日
中島歯科診療所	津市上浜町 1-232	令和 5 年 3 月 31 日
あけの歯科	伊勢市小俣町明野 1236-1	令和 5 年 3 月 16 日
山口歯科医院	尾鷲市三木里町 182-1	令和 5 年 3 月 31 日
中尾歯科道伯診療所	鈴鹿市道伯 1-6-1	令和 5 年 2 月 28 日
しょうなん調剤薬局 大園店	津市大園町 59-25	令和 5 年 3 月 31 日
ゆうあい薬局	志摩市阿児町鶴方 3240-2	令和 5 年 4 月 5 日

三重県告示第 351 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	令和 5 年 3 月 24 日
ふじなみ歯科	伊勢市黒瀬町字外堀 1605	令和 5 年 3 月 19 日

三重県告示第 352 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
西川 裕美	KeiROW松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	令和5年5月8日
明石 卓	フレアス在宅マッサージ 名古屋高畑施術所	愛知県名古屋市中川区荒中町 57 番地 Casa・De l・Sol 101 号室	令和5年4月1日

三重県告示第 353 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市駅前こころのクリニック	四日市市安島一丁目 2-19 ウエスト エンドビル4階	令和5年4月1日
おきがみクリニック	四日市市西富田町 168 番地 1	令和5年4月1日
丸の内在宅クリニック	津市西丸之内 5 の 9	令和5年5月1日
なかい皮フ科クリニック	津市河芸町一色 55-1	令和5年5月1日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和5年4月1日
ぬのめ眼科	伊賀市服部町 1172-5	令和5年5月1日
川越あさひ眼科	三重郡川越町豊田一色 351 番の 1	令和5年4月1日
はしもと歯科	鈴鹿市高岡台二丁目 1 番 8 号	令和5年4月1日
おかむら歯科医院	伊勢市久世戸町 72-22	令和5年4月1日
クスリのアオキ羽津薬局	四日市市羽津町 21-16	令和5年5月1日
しょうなん調剤薬局大園店	津市大園町 59 番 25 号	令和5年4月1日
健やか薬局津生協病院前店	津市寿町 19-11	令和5年5月1日
スマイル薬局 伊勢病院前店	伊勢市楠部町 3039	令和5年5月1日
訪問看護ステーションにつこり山城	四日市市山城町 1014 番地	令和5年4月1日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	令和5年4月1日
海野訪問看護ステーション	伊勢市常磐二丁目 3 番 14 号	令和5年4月1日
合同会社 おわせ訪問看護センター	尾鷲市大曾根浦 142-35	令和5年4月1日

三重県告示第 354 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
伊藤内科クリニック	桑名市大字赤尾 1344 番地 3	名称：のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	令和5年4月1日
医療法人社団中瀬外科胃腸科	志摩市阿児町鶴方 3036-3	名称：医療法人社団中瀬外科整形外科	令和5年4月1日
かまたに歯科	津市半田口青谷 3438-7	所在地：津市半田 3438-7	令和5年3月1日
訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	所在地：四日市市尾平町 1580-1 ロイヤルコート 21 1F	令和5年4月1日

三重県告示第 355 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
北山心身クリニック	四日市市安島一丁目 2-19 ウエストエントビル4階	令和5年3月31日
おきがみクリニック	四日市市西富田町 168-1	令和5年3月31日
医療法人奥山内科	四日市市平津新町 260 番 632	令和5年3月31日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和5年3月31日
ながたレディースクリニック	津市藤方 150 番地	令和5年4月1日
医療法人社団山門整形外科	松阪市川井町 826	令和5年4月1日
たかくら診療所	熊野市五郷町寺谷 1061 番地	令和5年4月4日
紀南医師会応急診療所	熊野市井戸町 750 番地の1 熊野市社会福祉センター内	令和5年3月31日
川越あさひ眼科	三重郡川越町豊田一色 351 番の1	令和5年3月31日
七保診療所古里出張所	度会郡大紀町永会 209 番地	令和5年3月31日
七保診療所藤出張所	度会郡大紀町永会 2537 番地	令和5年3月31日
はしもと歯科	鈴鹿市高岡台 2-1-8	令和5年3月31日
中島歯科診療所	津市上浜町 1-232	令和5年3月31日
あけの歯科	伊勢市小俣町明野 1236-1	令和5年3月16日
山口歯科医院	尾鷲市三木里町 182-1	令和5年3月31日
中尾歯科道伯診療所	鈴鹿市道伯 1-6-1	令和5年2月28日
しょうなん調剤薬局 大園店	津市大園町 59-25	令和5年3月31日
ゆうあい薬局	志摩市阿児町鶴方 3240-2	令和5年4月5日

三重県告示第 356 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	令和5年3月24日
ふじなみ歯科	伊勢市黒瀬町字外堀 1605	令和5年3月19日

三重県告示第 357 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
西川 裕美	KeiROW松阪中央ステーション	松阪市中林町 410	令和5年5月8日

明石 卓	フレアス在宅マッサージ 名古屋高畑施術所	愛知県名古屋市中川区荒中町 57 番地 C a s a ・ D e l ・ S o l 101 号室	令和 5 年 4 月 1 日
------	-------------------------	---	----------------

三重県告示第 358 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	しょうなん調剤薬局 大園店	津市大園町 59 番 25 号		薬局	令和 5 年 4 月 1 日
薬局	健やか薬局津生協病院前店	津市寿町 19-11		薬局	令和 5 年 5 月 1 日
薬局	さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85 番地 160		薬局	令和 5 年 5 月 1 日
訪問看護	海野訪問看護ステーション	伊勢市常盤 2 丁目 3-14		訪問看護	令和 5 年 5 月 1 日

三重県告示第 359 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	シモザト薬局 桑名店	桑名市星見が丘 3-802-1	桑名市星見ヶ丘 3-901		薬局	令和 5 年 3 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	四日市市尾平町 1580-1 ロイヤルコート 21 1F		訪問看護	令和 5 年 4 月 1 日

三重県告示第 360 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
第 1～第 7 （略）	第 1～第 7 （略）
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」まで及び「別紙 3-1 いせえび太平洋中南部」から「別紙 3-8 はまぐり太平洋中・南部のうち三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。
(別紙 1-1) ～ (別紙 1-4) (略)	(別紙 1-1) ～ (別紙 1-4) (略)
(別紙 1-5)	(別紙 1-5)
第 1 (略)	第 1 (略)

<p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として平成26年4月から平成28年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣により本県の都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として平成26年4月から平成28年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣により本県の都道府県知事管理量(法第15条第1項第2号に規定する「都道府県知事管理量」をいう。以下同じ。)の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。</p>
<p>第4 (略) (別紙1-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として<u>おおむね7割を、平成30年4月から令和4年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね3割を本県の留保とする。</u>また、農林水産大臣により本県の都道府県別漁獲可能量の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。</p>	<p>第4 (略) (別紙1-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として<u>平成27年4月から平成31年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。</u>また、農林水産大臣により本県の都道府県知事管理量の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。</p>
<p>第4 (略) (別紙3-1)</p> <p>第1 水産資源 <u>いせえび太平洋中南部</u></p> <p>第2 資源管理の方向性 <u>三重県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>該当なし。</u></p>	<p>第4 (略)</p>
<p>(別紙3-2)</p> <p>第1 水産資源 <u>とらふぐ伊勢・三河湾系群</u></p> <p>第2 資源管理の方向性 <u>国が行うMSYベースの資源評価における親魚</u></p>	

資源量を令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-3)

第1 水産資源

あわび類（くろあわび、めがいがわび及びまだかあわび） 三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-4)

第1 水産資源

いさき 三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-5)

第 1 水産資源

いかなご伊勢・三河湾系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、親魚の残存資源尾数が 20 億尾以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、資源状況等の把握に進展が見られた場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-6)

第 1 水産資源

あさり太平洋中・南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

<p>とする。</p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p> <p>(別紙3-7)</p> <p><u>第1 水産資源</u> <u>やまとしじみ三重県海域</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u> <u>三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに中位以上に回復することを目指す。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p> <p>(別紙3-8)</p> <p><u>第1 水産資源</u> <u>はまぐり太平洋中・南部のうち三重県海域</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u> <u>三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに高位に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p>

三重県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年5月26日

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	四日市朝日線	朝日町柿から朝日町柿まで
一般県道	津香良州線	津市雲津町から津市香良州町まで
一般県道	伊勢柏崎停車場線	大紀町崎から大紀町崎まで
一般県道	登茂山公園線	志摩市大王町波切から志摩市大王町波切まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始日

令和5年5月26日

三重県告示第 362 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年5月26日

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市小川町字垣内田 921 番 3 地先から 亀山市小川町字垣内田 923 番地先まで	旧	4.8~18.0	44.2
	新	4.8~7.4	44.2

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海山尾鷲港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町小山浦字関ノ瀬 25 番 5 地先から 北牟婁郡紀北町小山浦字久保 915 番 5 地先まで	旧	3.5~7.3	230.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町矢口浦字ノロシ山 597 番地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 586 番 2 地先まで	旧	9.0~47.0	148.4
	新	9.9~72.2	148.4

三重県告示第 363 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年5月26日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市員弁線	四日市市大宮町甲 2510 番地先内	令和 5 年 6 月 1 日
一般国道 306 号	鈴鹿市東庄内町字田坂 4171 番 5 地先から 鈴鹿市伊船町字本田口 104 番 1 地先まで	令和 5 年 5 月 29 日
県道 神戸長沢線	鈴鹿市弓削町字中川原 1087 番地先から 鈴鹿市弓削町字中川原 1038 番地先まで	令和 5 年 5 月 31 日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市道伯町字天神下 2599 番地先から 鈴鹿市道伯町字八反田 1932 番 5 地先まで	令和 5 年 5 月 26 日
県道 国府白子停車場線	鈴鹿市道伯町字天神下 2599 番地先から 鈴鹿市道伯町字八反田 1932 番 5 地先まで	令和 5 年 5 月 26 日
県道 伊勢松阪線	松阪市清生町字茶臼山 439 番 3 地先から 松阪市垣鼻町字堀ノ内 809 番 25 地先まで	令和 5 年 6 月 10 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町大里字横見谷 2343 番 3 地先内	令和 5 年 5 月 26 日

三重県告示第 364 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深野 1	松阪市飯南町深野鍛冶屋瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
粥見 2	松阪市飯南町粥見柳上 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 365 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
大城川 2	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大城川 3	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大城川 4	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上仁柿 1	松阪市飯南町上仁柿峠 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上仁柿 2	松阪市飯南町上仁柿字坂ノ下 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上仁柿 3	松阪市飯南町上仁柿字吹ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上仁柿 4	松阪市飯南町上仁柿字吹ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

上仁柿 5	松阪市飯南町上仁柿字中出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
深野 2	松阪市飯南町深野鍛冶屋瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 1	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 2	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 3	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 4	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 5	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 6	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下仁柿 7	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
粥見 1	松阪市飯南町粥見柳瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
有間野 1	松阪市飯南町有間野字有上 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
有間野 2	松阪市飯南町有間野字栃川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
波留西谷川	松阪市飯南町向粥見字波留 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向粥見 1	松阪市飯南町向粥見字下相津 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大石 8	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 236	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 8	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 9	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 24	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 25	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 26	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 27	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 31	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 32	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 15	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 16	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 10	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小片野 12	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 23	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 28	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 29	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 30	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 7	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 11	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五番組 I-1	松阪市飯南町横野五番組 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神路山 II-8	松阪市飯南町深野神路山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神路山 II-9	松阪市飯南町深野神路山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
夏明 II-3	松阪市飯南町深野夏明 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
樋山 II-6	松阪市飯南町下仁柿字樋山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野 II-4	松阪市飯南町深野長野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 II-3	松阪市飯南町深野中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東村 II-1	松阪市飯南町深野東村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波留 II-4	松阪市飯南町向粥見字波留 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波留 II-5	松阪市飯南町向粥見字波留 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波留 II-6	松阪市飯南町向粥見字波留 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相津 II-10	松阪市飯南町向粥見字上相津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上相津 II-11	松阪市飯南町向粥見字上相津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

三重県県税条例施行規則(昭和34年三重県規則第48号)第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和5年5月26日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
--------	----	----	----	------	------------------

1000券	漁船	62201421969～ 62201421976	8	令和4年 10月 15日～ 令和5年 10月 14日	三重外湾漁業協同組合 くまの 灘事業所 五ヶ所浦
-------	----	-----------------------------	---	-------------------------------	-----------------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営用排水施設整備事業 木曾岬幹線排水地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年5月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年5月29日から同年6月23日まで
- 3 縦覧の場所
木曾岬町産業課（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年5月26日

三重県知事 一 見 勝 之

大安町三里溜池土地改良区（いなべ市大安町平塚 556 番地 2）

退任理事

いなべ市大安町平塚 257 番地	小林 直 樹
" " " 338 番地 1	小林 正 剛
" " " 560 番地 1	小林 義 則
" " " 713 番地 1	伊 藤 智 子
いなべ市大安町平塚 1114 番地	三 浦 咲 子
" " " 1089 番地 2	小林 伸 一
" " " 1003 番地 1	牧 秀 幸

退任監事

いなべ市大安町平塚 1497 番地 1	小林 昌 彦
" " " 460 番地	小林 猛

就任理事

いなべ市大安町平塚 346 番地 1	加 藤 武 春
" " " 1048 番地 3	館 則 夫
" " " 518 番地 1	小林 源太郎
" " " 605 番地	川 島 修
" " " 595 番地	小林 芳 樹
" " " 319 番地	三 輪 和 雄
" " 石樽下 4 番地	小林 まゆみ

就任監事

いなべ市大安町平塚 1498 番地	川 嶋 克 輔
" " " 1096 番地	小林 茂

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

上野土地改良区（伊賀市平野山之下 380 番 5）

退任理事

伊賀市西明寺 363

〃 〃 737

〃 荒木 460

〃 〃 581

〃 〃 134

〃 〃 211

〃 寺田 646

〃 〃 1949

〃 高畑 302

〃 羽根 369-1

〃 服部町 491

〃 印代 125

〃 一之宮 882

〃 千歳 948

〃 東条 601

〃 西条 491

〃 土橋 14-1

〃 山神 525

〃 小田町 1912

〃 〃 278

〃 〃 64

〃 〃 3-1

〃 〃 204

〃 〃 684-3

〃 上野車坂町 672

福 森 悦 郎

西 田 富司夫

若 森 英 一

菊 本 一 巳

葛 原 一 彦

葛 原 茂 樹

荒 木 雅 夫

富 永 敏 雄

松 浦 正 光

中 垣 友 宏

石 橋 勝 美

稲 森 実

宮 岡 美 式

福 田 和 男

奥 井 紀 一

坂 口 慎 一

中 林 茂

稲 森 俊 治

木 下 和 文

福 持 佐九治

藤 下 政 信

山 本 哲 生

竹 澤 光 則

中 野 博 文

柳 島 正 一

退任監事

伊賀市羽根 58

〃 一之宮 411

〃 小田町 81

門 脇 昌 弘

上 杉 重 一

川 上 善 正

就任理事

伊賀市西明寺 732

〃 〃 737

〃 荒木 581

〃 〃 625

〃 〃 134

〃 〃 211

〃 寺田 516

〃 〃 1949

〃 高畑 302

〃 羽根 57-3

〃 服部町 537

〃 印代 200

宮 田 茂 一

西 田 富司夫

菊 本 一 巳

葛 原 吉 彦

葛 原 一 彦

葛 原 茂 樹

辻 建 郎

富 永 敏 雄

松 浦 正 光

門 脇 弘 宜

石 橋 明 訓

森 田 耕 市

伊賀市一之宮 341
 // 千歳 948
 // 東条 601
 // 西条 491
 // 土橋 14-1
 // 山神 525
 // 小田町 64
 // // 3-1
 // // 684-3
 // // 94-2
 // // 81
 // // 1912
 // 上野車坂町 672

高田 満
 福田 和男
 奥井 紀一
 坂口 慎一
 中林 茂
 稲森 俊治
 藤下 政信
 山本 哲生
 中野 博文
 川東 浩伸
 川上 善正
 木下 和文
 柳島 正一

就任監事

伊賀市荒木 460
 // 一之宮 411
 // 小田町 204
 // 四十九町 1757-2

若森 英一
 上杉 重一
 竹澤 光則
 前川 輝昭

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 5 月 9 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 5 月 9 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市太平町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 5 月 9 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市長島町老松及び桑名郡木曾岬町新輪

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 5 月 26 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 5月15日	志摩市阿児町鶴方字瀬戸ノ田 2248 番 1 他 5 筆	松阪市宮町 238-2 株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤田 光昭

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
